

磐梯町農業委員会 2月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和5年2月20日(月)午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 金田 未樹 2番 鈴木 翼 3番 佐藤 栄祐

4番 前田 諭志 5番 川井 信之 6番 鈴木 勇一

7番 遠藤 充孝 9番 田中 茂

10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 2番 鈴木 一功 4番 加藤 正己

5番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

8番 上野 庄市

農地利用最適化推進委員

3番 鈴木 照喜

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第75号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議案第76号 農用地利用配分計画案に関する意見について(利用配分)

議案第77号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 1 番 金田 未樹 委員

議席 2 番 鈴木 翼 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 75 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 75 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 5 年 2 月 20 日提出。

まず、1 番の申請地から説明申し上げます。

農地の所在が、大字〇〇字〇〇 28 番外計 2 筆 田 農振農用地、2 筆合計面積は 4, 232 m²、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は米 30 Kg です。

次に 2 番です。

大字〇〇字〇〇 13 番外計 2 筆 田 2 筆面積合計は 3, 634 m²、農振農用地、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は 10 年、10 アール当り賃借料は 8, 400 円です。

次に 3 番です。

大字〇〇字〇〇 25 番外計 5 筆 田 5 筆面積合計は 11, 757 m²、農振農用地、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕

作者)は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は10年、10アール当り賃借料は10,000円です。

次に4番です。

大字〇〇字〇〇6番 田 面積は1,296㎡、農振農用地、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は7,500円です。

次に5番です。

大字〇〇字〇〇11-1番外計4筆 農振農用地 田 4筆合計面積は3,818㎡、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は2年、10アール当り賃借料は7,500円です。

次に6番です。

大字〇〇字〇〇118番外計4筆 農振農用地 田 4筆合計面積は10,255㎡、再設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は4年、10アール当り賃借料は18,000円です。

最後に7番です。

大字〇〇字35番外計8筆 農振農用地 田 8筆合計面積は15,948㎡、再設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は3年、10アール当り賃借料は米30Kgです。

以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

6番については、10アール当り18,000円というのはどういう内容なのか。

事務局

貸し手、借り手間の取り決めではありますが、借り手としては草刈り等の管理作業も一部含めているということで以前からこの金額で設定しているということでございます。

議長

他に質問ございませんか。

3番 佐藤 栄祐 委員

6番について、作業労賃を含むということですが、農業委員会で年一回出している全体の平均額で、今回の18,000円には反映されている金額でしょうか。

事務局

作業労賃の平均額を算出する場合は、一番高い金額と一番低い金額を除いて算出しておりますので、計算上は除かれていると思われま

議長

他に質問ございませんか。

11番 田中 重博 委員

6番についてですが、貸し手の方で借り手が草刈りまでしてくれるということで、土地賃借料と草刈りの金額ということでいいの

事務局

借り手の方では、厳密に草刈りの作業労賃はこの金額でという金額ではなく、その作業も含めての金額であると思

11番 田中 重博 委員

ということであれば、備考欄にそのような記載があってもいいのではない

事務局

以前から申し上げておりますが、利用権設定については当事者間で決めていただくことになっておりますので、借り手の方にも確認しましたが、土地代が何円、作業代が何円ということではなく、管理料も含めての金額ということです。相対での利用権設定についてはお互いの合意というのが大前提ですので、その中を分けるというのは難しいのかと思

10番 佐藤 栄喜 委員

6番については、借り手の強い要望により、以前からこのような金額で行っているよう

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第75号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 承認することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第76号 農用地利用集積計画案に関する意見について(利用配分)

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第76号 農用地利用配分計画案に関する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める、令和5年2月20日提出。

まず、1番の申請地について説明申し上げます。

賃借権又は使用貸借権による権利を設定（移転）する農地の所在ですが、大字〇〇字〇〇31番外計1筆 田 2筆面積合計は3,306㎡、農振農用地、所有者が〇〇の〇〇〇〇氏、権利種別は機構法貸借、内容は転貸、農地中間管理機構が間に入りまして、権利の設定を受ける者として〇〇の〇〇〇〇に新たに配分するというものでございます。利用目的は田、存続期間が令和5年3月28日から令和9年3月31日までの4年1ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

こちらは、配分計画の変更ということで、農地中間管理機構を通して〇〇〇〇〇〇に貸付けしていたものが、利用権設定を受ける者が〇〇〇〇〇〇に変更となりまして、貸付け期間が残りの期間ということになります。

次に2番でございます。

大字〇〇字〇〇29番外計5筆 田 5筆面積合計は10,602㎡、農振農用地、所有者が〇〇の〇〇〇〇氏、権利種別は機構法貸借、内容は転貸、農地中間管理機構が間に入りまして、権利の設定を受ける者として〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、存続期間が令和5年3月28日から令和8年3月31日までの3年1ヶ月、10アール当り賃借料は10,000円の設定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

次のページの一括方式は通常の利用権設定だと思いますが、今回は機構を通して借りていた農地を途中から借り手を変えるため農業委員の意見を聴くということなのか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。配分計画案の意見を求めるということですので、所有者につきましては福島県農業振興公社に貸し出しをしている。借り手の部分を今回変更するというので、配分の変更に対する意見ということなので、新たに権利の設定を受ける者として〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが契約を行うという内容になります。

また、10アール当り賃借料が変更になっている場合もあります。今回ですと、前は10,000円だったのが8,000円に変更となっております、契約手続きはすでに進められております。

議長

他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第76号 農用地利用集積計画案に関する

る意見（利用配分）について 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 議案第77号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農地利利用集積計画の決定について意見を求める、令和5年2月20日提出。

一括方式ということで、今回1件になります。

利用権を設定する農地の所在が、大字〇〇字〇〇1番外計8筆 田7筆、畑1筆 農振農用地、8筆合計面積は7,529㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田と畑になり、貸借期間が令和5年2月21日から令和15年12月31日までの10年1ヶ月、こちらは、字〇〇〇1、2、5番の3筆は利用目的が畑ということですので使用貸借で無償となり、残りの5筆が10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

字〇〇〇1、2、5番の3筆は畑で無償ということでもいいのか。

事務局

はい。使用貸借になります。

議長

他に、質問、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第77号 農用地利用集積計画の承認（一括方式）について 承認することに決定いたします。

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・・・次回定例会については、3月20日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

日程第6 その他 2. 経営所得安定対策等の概要について 事務局に説明を求めます。

事務局

2. 経営所得安定対策等の概要についてですが、タブレットで資料をご覧いただきたいと思っております。こちらは、以前も委員の方からも内容について説明してほしいというご意見もありましたので、今回国から示されています概要を説明いたします。

まず、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）ということでございます。磐梯町では主にそばの部分が該当すると思っております。次に米・畑作物の収入減少影響緩和交付金でございます。ナラシ対策となります。こちらは、収入保険に加入している方はナラシ対策には該当しないということになりますが、保険の部分の内容になっておりまして継続事業ということになりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、水田活用の直接支払交付金についてですが、まず戦略作物女性については、磐梯町では飼料用米が関係しますが・・・・となります。産地交付金についてはそばの部分になりまして、今のところ変更ありませんが毎年減額がされております。次に都道府県連携型助成ですが、・・・・となります。コメ新市場開拓促進事業は、磐梯町では具体的な取組みがない状況でございます。次に畑地化促進助成ですが、国が今年度補正予算に計上しまして、時間がない中で市町村から要望を挙げさせて、当町でも先週末まで意向調査を行ったところです。ただし、国の予算の範囲内ということですので、その辺りが懸念されるところでございます。次に、畑地物産地形成促進事業ですが、こちらも国が今年度補正予算に計上したのですが、団地化等の要件について国に問い合わせしておりますが、具体的な回答がないところです。最後に交付対象水田ですが、5年間に一度も水張りをしていない農地は交付対象にしませんということで、国が示している要件は以下のとおりですが、営農座談会の中でも、皆さんに説明をしていきたいと思っております。

以上 よろしく申し上げます。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第6 その他 2. 経営所得安定対策等の概要については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

日程第6 その他 3. 相続土地国庫帰属制度の概要について 事務局に説明を求めます。

事務局

資料についてはタブレットをご覧ください。

こちらは、昨日行われました「後期農業委員会会長事務局長研修会」で使われました資料になります。今回、全国農業会議所の方から説明がありましたので、委員の皆さんに情報提供し共有していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1ページから見ていただくと、各種法令が見直しされまして、7ページからの相続土地国庫帰属制度の概要についてご説明いたします。令和5年4月27日から施行となります。背景としては・・・となります。今回、相続または遺贈により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度を創設したということです。ただし、そのためには要件がございまして、土地の要件が、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地はできません。また、負担金がありまして、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の納付が必要となっております。次に8ページが先ほど申し上げました土地の要件になります。こちらが・・・になります。9ページが負担金の具体例になります。まず、・・・となり、②田・畑は面積にかかわらず20万円となり、ただし、一部の市街地、農用区域等の田・畑については面積に応じて算定となります。次に・・・となります。

続いて、10ページからが・・・となります。19ページの6. 農地法の下限面積撤廃への対応についてでございます。こちらは・・・となりまして、今後は農地法3条許可において農地の取得が誰でもできるということにもなりますので、そのような申請が出てくる可能性があります。その場合には、窓口でも今まで以上に確認する必要がありますが、農業委員会でも意見求めることとなりますのでご審議いただきたいと思っております。

最後に、32ページの9 農業委員の女性登用についてでございます。こちらは・・・となります。以上 ご説明申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

事務局

補足でございますが、9 農業委員の女性登用についてですが、国の方から厳密に求められておりまして、令和5年7月19日任期満了に伴う改選がございまして、皆さまの

ご理解ご協力をお願いしたいと思います。現在、区長配布におきまして周知をしているところでございます。申込み受付は4月からですが、各団体、地区での推薦もあると思いますので、早めの周知をしましたのでご承知いただきたいと思います。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

3番 佐藤 栄祐 委員

相続土地国庫帰属制度についてですが、利用権設定されている土地については、耕作者はどうなるのか。国、農水省に管理されている土地を借りることになるのか。例えば、所有者が亡くなった場合にこの制度を使用するとなれば耕作を続けることができないということになるのか。

事務局

権利設定がある土地、境界不明、担保設定がある土地については、却下又は不承認ということになると思われます。そのような設定が何もない土地のみが該当すると思います。

また、貸し手側が一方的に契約を解除することはできないので、借り手側との合意解約も出てくるので、貸し手が一方的に帰属させることはできないと思います。

2番 鈴木 翼 委員

仮に国が受けた場合には、国が定期的に現地に来て管理をするのですか。

事務局

国も受ける段階で、運用の中で市町村と調整をするということになっていきますので、市町村で使うか寄付になるのかということで、耕作放棄地にはならないようにという最低限の制度だと思います。

9番 田中 茂 委員

罰則そのものがどうなるか。各地区においても、相続できない土地が多く存在している状況でもあるし、売買等があれば農業委員会が関わってくる部分が大いと思うし、大変な制度であると思いますので、今後も情報があれば教えてほしい。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第6 その他 3. 相続土地国庫帰属制度の概要については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からこれ以外で何かございませんか。

事務局

事務局から2点申し上げます。

まず1点目ですが、令和4年度会津若松地方農業委員会連合会研修会への参加についてです。先ほど、今後の日程の中でも申し上げましたが、3月17日（金）13時から喜多方プラザで研修会が行われます。今回の事例発表は、今年は磐梯町が行うこととなります。内容は、上西連地区で取り組んでいる地域まるっと中間管理方式の経過等について発表を行う予定であります。なお、今回、人数制限はございませんので参加できる委員の方は参加のほどよろしく願いいたします。

2点目ですが、タブレットの運用についてですが、本日操作研修を行う予定でしたが、まだセキュリティの設定等が完了しておりませんので、今月も農業委員会で管理いたしますのでよろしく願いします。

議長

他に委員の皆さまから、質問・意見ございませんか。

（質疑ありませんので）以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午後10時10分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年2月20日

議長（会長）

署名人

署名人